

住居表示関係事業

市民生活の向上に資する施策のひとつとして、社会的な生活の基本である「住所」の標記を合理的でわかりやすく表示することで、より住みよい環境を創造する制度として住居表示事業を昭和41年6月から実施し、平成28年3月末現在、総町数79町 町面積12.72平方キロメートルを実施済みであり、今年度は住居表示案内板等の維持管理等に努めるとともに、住居表示台帳の電算化に取り組んだ。

1. 住居表示案内板等の維持管理業務

住居表示実施済区域において、地元自治会からの依頼により、現地調査を行い、住民の生活上支障をきたすと判断した既設住居表示案内板、街区表示板等について修繕、作り替えを行った。

あかしあ台1丁目、荘園町、南花台7丁目 案内板取替修繕 3地区(4ヶ所) 997,596円

2. 新築届等の受理及び表示板の交付業務

河内長野市住居表示条例第3条第1項に規定する、建築物の新築届がなされた新番号付番分136件及び建築物の建て替えや滅失・欠落等による住居番号表示板の交付申請がなされたもの40件について、それぞれ住居番号表示板の交付を行った。

3. 住居表示証明書の交付業務

各種の住所変更手続きに際し必要とされる河内長野市住居表示規則第6条の規定による住居表示証明について174件、191枚の交付を行った。